

ともじに

男女共同参画社会の実現をめざす情報誌

No.
74

2023.10

特集

防災分野における男女共同参画について P2~4



CONTENTS

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 殴る 蹤る だけがDVじゃない P5 | DV防止に関する法改正について P7 |
| 性犯罪に関する法改正等について P6 | ソレイユさがみ通信 P8 |

特集 防災分野における男女共同参画について

関東大震災の発生から100年。

節目となった9月1日は、テレビや新聞で当時の様子などが報道され、災害について改めて考える機会となった方も多いかったのではないでしょうか。

災害は、地震、台風や豪雨などの自然的な要因とそれを受け止める側の社会的な要因により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。社会的な要因による災害時の困難を最小限にするためには、様々な立場の人々が災害対応に関わることが大切です。

ここでは、防災分野における男女共同参画について、考えていきましょう。

なぜ、避難所運営には、 男女共同参画の視点が必要なのでしょうか？

東日本大震災やそれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

- プライバシーが確保されない
- 着替える場所がない
- 洗濯物を干す場所に抵抗がある
- トイレが男女兼用となつており不安
- 授乳室がない
- 女性用物資（生理用品や下着等）を受け取りづらい
- 女性に対する暴力（DVや性犯罪・性暴力など）を防ぐための措置が取られていない
- 男性は運営のリーダー、女性は炊き出し、といった、性別や年齢による固定的役割分担に基づく運営となつている

避難所運営における男女共同参画について



女性もリーダーにいる方が、相談しやすかったり、工夫できることや心配ごとの解消に結びついたこともあるのではないでしょうか。



女性に配慮することとしては、着替えや洗濯、トイレ、生理用品の受け取りといったことがあげられますね。

男性は弱音を吐かない傾向が強いので、責任ある作業を担うことで、ストレスをためていた方いましたよ。



男性も女性もそれぞれ大変なことがあるんですね。男女ともに参画しあい、意見を出し合うことが大切になってくるのですね。



男性は、避難所の責任者を担っていることが多い、重労働作業も行っている傾向があったようですね。



国の動き

こうしたことから、国において、平成25年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（以下、「取組指針」といいます。）を作成し、男女共同参画の視点から地方公共団体が取り組む際の指針を初めて提示しました。



取組指針に示された基本的な考え方

- 「主体的な担い手」として女性を位置づけること
- 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮すること
- 男女の人権を尊重して安全・安心を確保すること

避難所運営においては…

- 開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること
- 避難所の管理責任者には、男女両方を配置すること
- 生理用品等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用の場所に常備しておくなど、配布方法を工夫すること
- 女性や子どもに対する暴力等を予防するため、巡回警備するなど、安全・安心の確保に配慮すること

この後、自治体では地域防災計画に取組指針を踏まえた内容が盛り込まれていきます。

平成28年4月に発生した熊本地震では、被災した自治体のうち14自治体で、このような内容が地域防災計画に盛り込まれました。が、女性などへの配慮が十分でない避難所が存在していました。また、特段男女共同参画の視点を意識していなかつたため、多様なニーズを上手く把握できなかつたことなどの課題も生じていたことがわかりました。

様々な災害における取組や知見を踏まえて、取組指針が見直され、令和2年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（以下、「ガイドライン」といいます。）が作成されました。

ガイドラインに新たに示された主なもの

- 自治体が、女性の視点から災害対応の際に取り組むべき事項
- 便利帳（災害発生時に現場ですぐに活用できる備蓄チエックリストやポスターを掲載）

～掲載されている便利帳（備蓄チェックリスト）の内容（一部抜粋）～

備蓄チェックシート

▶ 備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違い、妊娠婦や子育て家庭のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性が判断して、検討してください。	
▶ 個人によってニーズは異なりますが、一人あたり最低3日間の量を備蓄することが望まれます。住居に対しても、平素から備えを便しでしょう。	
女性用品	<input type="checkbox"/> 生理用ナプキン（薬酒、薬用向等） <input type="checkbox"/> おひらのシート <input type="checkbox"/> サニタリーショーツ <input type="checkbox"/> 防犯ブザー／ホイッスル <input type="checkbox"/> 中古が見えないミニ袋 <input type="checkbox"/> 女性用下着（西服サイズ）
碧樹（女性）	<input type="checkbox"/> 女児用下着（既存段階ごとに適したサイズ、形態のもの） <input type="checkbox"/> 防犯ブザー／ホイッスル
妊娠婦	<input type="checkbox"/> 紙産業用下着 <input type="checkbox"/> 紙産業用衣類 <input type="checkbox"/> 防犯ブザー／ホイッスル <input type="checkbox"/> 母乳パッド

乳幼児用品	<input type="checkbox"/> 着やクッション（授乳室ごとに数個）、授乳用ケープ・パスタオル等（ストラップも可） <input type="checkbox"/> 乳幼児用飲料水（飲水） <input type="checkbox"/> 哺乳器・人工乳房（二ヶ月）・コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）・湯呑・洗濯ブラシ等の器具、割りばし <input type="checkbox"/> 嘔吐かし器類・薬用用具等（飲用と別にする） <input type="checkbox"/> 厚乳食（アレルギー既往食含む） <input type="checkbox"/> 盆・スプーン <input type="checkbox"/> 乳幼児用紙おむつ（西服サイズ、女児用、男児用）、おむつ用ビニール袋 <input type="checkbox"/> おしりふき
介護用品	<input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ（西服サイズ、女性用、男性用）、おむつ用ビニール袋 <input type="checkbox"/> 尿取りパッド（女性用、男性用） <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> 介護食（おかゆ、ろるみ食、とろみ食） <input type="checkbox"/> 介護用トイレ・据置式洋式トイレ <input type="checkbox"/> 防犯ブザー／ナースコール <input type="checkbox"/> 肌襦袢洗浄剤
外国人（女性）	<input type="checkbox"/> スプーン・フォーク <input type="checkbox"/> ストール <input type="checkbox"/> 宗教上の理由に満たず食べられる食べ物
共通	<input type="checkbox"/> プライバシーが十分に保護される間仕切り・パーティション <input type="checkbox"/> 足湯が車い人のための便器（浣ボールベッド等）

2～3ページ 参考

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

（平成25年5月 内閣府男女共同参画局）

男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書

（平成29年3月 内閣府男女共同参画局）

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

（令和2年5月 内閣府男女共同参画局）



その他の
便利帳などの内容は、
◀コチラ

特集 防災分野における男女共同参画について

相模原市の取組

さがみはら男女共同参画推進条例では、(7つの)基本理念を定めています。

避難所運営や防災と関連することで、特に知りたい内容

男女の人権の尊重

政策・方針の立案及び決定への参画

社会における制度又は慣行についての配慮

この基本理念に基づき、市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「**さがみはら男女共同参画プラン**」を策定しています。

「**さがみはら男女共同参画プラン**」においても、防災施策への男女共同参画の視点が反映されるよう取り組んでおり、避難所運営マニュアルにおいても、「**多様なニーズへの対応 確認チェックシート**」に基づき、避難所の運営を進める考えでいます。

- 異性の目線が気にならない物干し場、更衣室
- 安全で行きやすい場所への男女別トイレの設置
- 授乳場所
- 乳幼児のいる家庭用区画 はか



お願い



男女共同参画の視点を大切にすることによって、子どもや若者、高齢の方、障害のある方、性的少数者の方など、多様な方々への配慮にもつながっていきます。ご家庭などで、男女共同参画の視点から、防災について、どのようなことが必要となるか、ぜひ、考えてみてください。

たとえば……

外出時には…

ポーチなどに、自分に合った必需品を用意できるか、まとめてみる。

- 生理用品 食べ物（アメやガムなど）
- 懐中電灯（小さいもので可）
- スマートフォン用充電バッテリー
- マスク（粉じんなどを吸い込まないように）
- ウエットティッシュ（手を洗えない時に）
- メモ帳とボールペン
(気になることがあれば書き留める)
- 家族や勤務場所の連絡先
(名刺の裏などに記載しておいて也可)
- 小銭（公衆電話を利用することもあります）
- ばんそうこう（けがをしたときに）
- 携帯用カイロ（寒い日に）
- ビニール袋 ティッシュ 髪の毛を結ぶゴム
- バンダナ（ハンカチ、風呂敷、帽子がわり、止血用などに）
- 常備薬（お薬手帳の内容をメモしておくのもよいです）

たとえば

ご家庭では…

水や食料の準備のほかに、家族それぞれのメンタルケアに必要なものについても考えてみる。

たとえば

- 本
- お子さんがいる場合はおもちゃ
- お菓子やフルーツ系の缶詰
- スティックタイプのお茶やコーヒー
- 香りのよいハンドクリーム

職場やご家庭などでは…

備蓄用品を考えてみるほか、防災・減災意識を高める「家具安全対策ゲーム（通称：KAG）」で、部屋の安全対策について考えてみる。間取り図や家具の配置を紙に書き出し、どのような対策をしたらよいか意見を出し合ってみる。

11月12日～25日は、女性に対する暴力をなくす運動期間です

殴る蹴るだけがDVじゃない

身近な人からの暴力に悩んでいたら
一人で悩まず相談してください

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある人、又はあった人からの暴力のことです。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけがDVと思われがちですが、それだけではありません。



こんな行為もDVにあたります（一例）

- 暴言を吐く ■ 何を言っても無視する ■ いやがっているのに性行為を強要する
- 親族や友人との付き合いを制限したり、電話やメールを細かくチェックしたりする
- 生活費を渡さない ■ 子どもの前で暴力をふるう（面前DV）※

※児童虐待防止法では、子どもが両親の間の暴力を目撃することは、子どもへの虐待とされています。

このような行為は許されるものではありません。

「家庭内の問題だから」、「自分にも悪いところがある」、「自分さえ我慢すればいい」などと、
一人でかかえこまず、相談してください。

相模原市

相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話

042-772-5990

毎日午前10時～午後5時（火・木は、午後6時まで）
※第4月曜日、年末年始を除く。※性別を問わず、相談できます。
※ご相談は、匿名でも可能です。※秘密は必ず守ります。

国

DV相談プラス
電話相談 24時間受付 つなぐ はやく
0120-279-889
メール相談……24時間受付
チャット相談……毎日正午～午後10時
※チャット相談は、次の外国語相談にも対応
英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、タイ、
ベトナム、インドネシア、ネパール



性暴力に関するSNS相談 Cure time

SNS相談……日本語、外国語対応
メール相談……日本語のみ
毎日午後5時～午後9時 ※年末年始を除く



神奈川県

かながわDV相談LINE
月・火・木・土 午後2時～午後9時
※祝日、年末年始を除く。



女性相談員による相談

0466-26-5550

月～金…午前9時～午後9時 ※祝日、
土・日…午前9時～午後5時 年末年始を除く。

男性のためのDV相談

被害者の方の相談 045-662-4530

月～金…午前9時～午後9時
※祝日、年末年始を除く。

DVに悩む方の相談 045-662-4531

月～木…午後6時～午後9時
※祝日、年末年始を除く。



他にも様々な相談窓口があります。

性犯罪に関する法改正等について

令和5年6月16日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立し、一部の規定を除いて、同年7月13日から施行されました。



主なもの

1

強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で性交等やわいせつな行為をすると処罰されます。

2

性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。(相手が13歳以上16歳未満の場合は行為者が5歳以上年長のとき。)

3

わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です

16歳未満の子どもに対して、わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すなどして、会うことを要求する、性的な部位等の写真や動画を撮影して送るよう要求するなどの行為をすると処罰されます。

4



性的な画像の盗撮は「撮影罪」です

正当な理由なく人の性的な部位等をひそかに撮影する、撮影した画像を人に提供するなどの行為をすると処罰されます。

5

性犯罪の公訴時効期間が延長されました

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ①不同意性交等致傷罪など・・・20年
 - ②不同意性交等罪など・・・15年
 - ③不同意わいせつ罪など・・・12年
- ※時効の延長については6月23日から施行されています。



DV防止に関する法改正について

4

電話等禁止命令対象行為の追加

緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得が追加されました。

5

子への電話等禁止命令の創設



被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件（※）を満たす場合、当該子への電話等禁止命令が創設されました。（※）被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること 等 被害者である配偶者のみならず、同居する子も直接の保護対象としたことで、被害者側の保護の拡充を図っています。 対象行為には、前述のSNS等の送信のほか、監視の告知、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等が含まれます。

6

退去等命令の期間に関する特例の新設

被害者のみが住居の所有者又は賃借人である場合、申立てにより、退去等命令の期間を6か月（原則は2か月）とする特例が新設されました。

7

保護命令違反に対する厳罰化

1年以下の懲役／100万円以下の罰金から2年以下の懲役／200万円以下の罰金へと厳罰化されました。



内閣府男女共同参画局
配偶者からの暴力被害者支援情報

7

令和5年5月12日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の一部を改正する法律」が成立し、同年5月19日に公布されました。この改正法は一部の規定を除いて、令和6年4月1日から施行されます。

主なもの

1

接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大

申立てができる被害者について、配偶者からの「身体的暴力を受けた者」又は「生命又は身体に対する脅迫を受けた者」に加えて「自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者」が追加されました。

2

接近禁止命令の発令要件の拡大

「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」と定められていたところ、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」に拡大されました。

3

接近禁止命令等の期間の延長

接近禁止命令等の期間が6か月間から1年間に伸長されました。

一方で、子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設し、親と子双方の利益保護を図った改正が行われました。



循環型サポート
(試みの場と機会の提供)

ソレイユさがみ通信

<https://www.soleilsagami.jp>

起業と地域参画を
応援しています！



ソレイユマルシェ出店作家さん大募集!!



ソレイユさがみ(相模原市立男女共同参画推進センター)は、一人ひとりが自分らしくいきいきと生きることができる男女共同参画社会の実現を図るための活動拠点です。
〒252-0143 相模原市緑区橋本6-2-1(シティ・プラザはしもと内)
JR横浜線・JR相模線・京王線橋本駅北口徒歩1分 TEL.042-775-1775 FAX.042-775-1776
ソレイユさがみは、指定管理者「NPO法人男女共同参画さがみはら」が管理・運営しています。

出店をご希望の方は、
ソレイユさがみまで
ご連絡ください。

TEL 042-775-1775

発行 相模原市役所(人権・男女共同参画課)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 TEL.042-769-8205(直通)

協力 さがみはら男女共同参画推進員(新藤杏実、高宮剛、長谷川京子、村上治子)